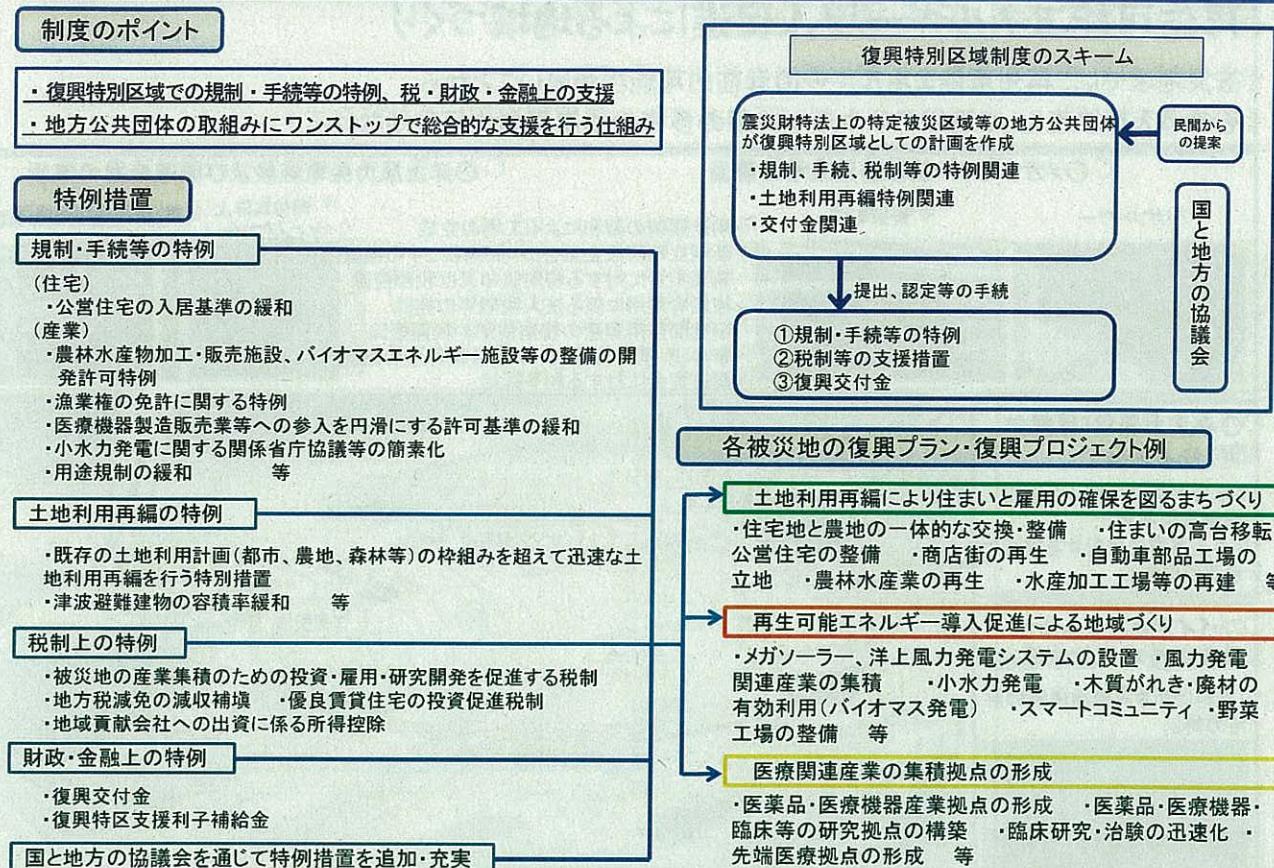


復興特区制度のイメージ

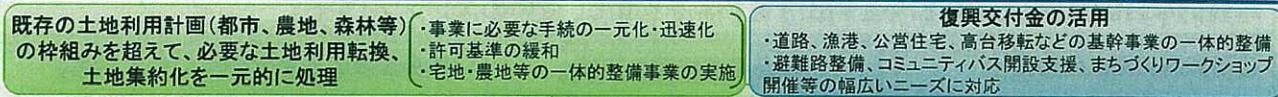


59

～復興特区：取組イメージ～

土地利用再編により住まいと雇用の確保を図るまちづくり

壊滅的な被害を受けた地域において、宅地・農地等を一体的に整備する等、土地利用を抜本的に再編し、高台に住宅を整備して、生活の拠点を整備するとともに、雇用の場となる工場等の再建・新規立地を図る。



60

～復興特区：取組イメージ～

再生可能エネルギー導入促進による地域づくり

被災地域では、再生可能エネルギーの潜在的 possibility が高いことから、その導入を加速化し、地域のエネルギー源の多様化や雇用創出等につなげる。

○メガソーラー及び野菜工場の整備

メガソーラー 野菜工場

○洋上風力発電施設及び関連産業の集積

浮体式洋上 ウィンドファーム 電気・機械産業の集積

○小水力発電(従属発電)の導入促進

- ・小水力発電に関する協議手続等の簡素化
- ・参入事業者に対する出資に係る所得控除

○バイオマスエネルギー製造施設等の立地促進

- ・立地に関する農地法等の許可の特例

○メガソーラー エネルギー供給 野菜工場 熱供給 バイオマス発電所

小水力発電 防災拠点 EVバス

洋上風力発電 工業団地

スマートコミュニティの実現

61

～復興特区：取組イメージ～

医療関連産業の集積拠点の形成

既存の企業集積や医工連携体制を活かし、革新的な医療機器・先端医療等を創出する拠点を整備し、復興のエンジンとする。

○研究開発拠点の整備

- ・研究開発用資産の特別償却や税額控除
- ・被災者雇用に係る法人税額等の控除
- ・事業税、固定資産税、不動産取得税の減免

○拠点医療機関の整備

- ・用途規制の緩和による工業用地への病院立地

○地場産業の医療分野への参入促進

- ・新規立地新設企業を5年間無税とする措置
- ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和
- ・被災者雇用に係る法人税額等の控除
- ・事業税、固定資産税、不動産取得税の減免
- ・調達資金に対する利子補給

研究開発拠点 試験研究機関 介護・福祉施設 成果を活用 インキュベーションセンター 民間病院 大学病院 医工連携 理工系大学 電気機械メーカー等

62

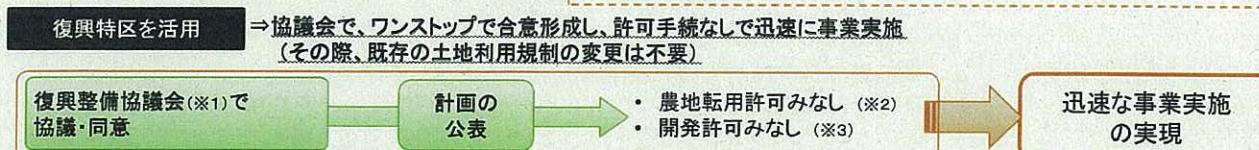
土地利用再編に関する手続の簡素化



農用地区域・市街化調整区域内の農地を住宅地として開発する場合

従来であれば、

- ・農用地区域・市街化調整区域による土地利用規制が適用されるため開発不可
- ・土地利用規制を変更したとしても、開発のための許可を得るには多方面との調整が必要



※1 許認可権者である県等を含む関係主体で構成

※2 農用地区域内農地であっても、農業の健全な発展に支障がない等の条件を満たせば転用可能とする

※3 市街化調整区域での開発行為であっても、復興のために必要な場合には開発可能とする

従来の手続 ⇒ 農地部局・都市部局、それぞれの手続を多方面と協議しながら進めることが必要

■ 農地関係

<農用地区域除外+農地転用許可>

農用地区域内農地の転用は原則不可

農用地区域からの除外が必要
(代替性がない、農地の集団化等に支障がない等の要件を満たす必要)

除外後に農地転用許可が必要
(転用の確実性等の要件を満たす必要)

<農地転用許可の手続(知事許可の場合)>

転用許可申請

農業委員会の意見聴取

県農業会議の意見聴取

許可通知

■ 都市計画関係

<都市計画変更+開発許可>

市街化調整区域での開発行為は限定的に許可
(市街化抑制のための立地規制が適用許可対象は日用品販売店舗等に限る)

都市計画の変更(市街化区域への編入等)が必要

変更後に開発許可が必要
(宅地の安全性等に係る技術的な基準のみが適用)

<開発許可の手続>

公共施設管理者への協議・同意等

開発許可申請

許可通知

